

インフルエンザ予防 接種補助金のご案内



当健康保険組合では、今年度もインフルエンザの発症予防及び重症化防止を図る目的から、インフルエンザ予防接種を受けた被保険者ならびに被扶養者の皆さまに下記要領により補助金を支給いたします。

【補助対象者】

予防接種実施時に資格を有する被保険者本人および被扶養者。

【補助対象期間】

令和8年10月1日より令和9年1月31日接種分までとします。

【補助金額】

1名につき2,000円を限度に実費相当額とします。(年度内1回限り)

なお、2回接種法による場合でも1回限りとなりますのでご注意ください。

(2回目の補助を利用された場合は、補助金分をお戻ししていただくことになります。)

※予防接種は季節型および新型を問わず1回限りの補助とします。

【実施方法 & 申請・支払方法】

【被保険者の場合】 ～2種類の方法があります～

●事業所を経由して補助金を申請する方法（従来通りの方法）

①最寄りの医療機関で予防接種を受けていただき、費用については窓口で全額お支払いのうえ、領収書を必ずお受け取りください。

※ 予防接種の金額は各医療機関により異なります。

※ 領収書は、氏名およびインフルエンザ予防接種と記載のあるものに限りします。

②各事業所の健康保険事務担当の方が取りまとめて申請していただくことになっております。予防接種後に事務担当の方に領収書の写しをご提出ください。

また、支払につきましても事業所を経由してお支払いいたします。

※任意継続被保険者の方に限り直接、健保組合にご提出ください。

●東振協方式（東京都総合組合保健施設振興協会との共同事業方式）

①東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）が契約している医療機関に「令和8年度 東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を提出し予防接種を受けてください。

※東振協専用インフルエンザ予防接種利用券は、機関紙「バイタリティ秋季号」に掲載しています。

または東振協ホームページ (<https://www.toshinkyō.or.jp/>) よりダウンロードしてください。

②費用については、東振協との契約料金の4,060円（税込）から健保組合の補助2,000円を差引いた金額を医療機関にお支払いください。

※補助金を控除した金額を医療機関に支払うため、補助金の申請は必要ありません。

「令和8年度 東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」はこちらから



【被扶養者の場合】

●東振協方式（東京都総合組合保健施設振興協会との共同事業方式）

※東振協方式のみですのでご注意ください。

全額支払って領収書を受け取っても健保組合の規定により補助金は支給できません。

【お問い合わせ】

関東信用組合連合健康保険組合 総務課 ☎03(3833)1352

健保組合ホームページ : <http://www.kansinkp.or.jp/>